

## 市民活動応援補助金交付事業について

## 1. 見直しの必要性

- (1) 対象事業 新たに取り組む事業の定義（判断）が不明瞭。
- (2) 補助金額 スタートアップコースでは国・県等の補助と重複の交付が可能。
- (3) 情報公開 平成 29 年 5 月 18 日開催の市民活動推進委員会で、審査結果の公開について「平成 30 年度分以降については、事前に手引に明記した上で、審査結果を全面的に公開することを検討する。」ことが決定。

## 2. 修正案

## (1) 応募の手引き

## 2. 対象となる事業と補助金額

種 類	スタートアップコース	ステップアップコース	
対象事業	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業※	●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業	
補助回数	●同一の事業では 1 回限りの補助	●同一の事業では 3 回までの補助 (年度ごとの申請及び審査が必要)	
補助金額	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で 10 万円を上限。	申請時にプランを選択 (企画提案書提出後のプラン変更はできません)	
		プラン A	プラン B
		●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の 70%以下で 20 万円を上限。	●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の 50%以下で 30 万円を上限。

※応募の時点で、開始から 1 年以内までの事業とする。

## 10. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

今回応募のあった事業については、団体等の名称と事業の概要をホームページ等で公表します。  
また、本補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、補助金の交付対象事業の申請書類及び審査結果（得点、コメント等）については公開とします。

## (2) Q&amp;A

Q：審査の結果はどのように知らされるのですか。

A：審査の結果は文書で通知します。なお、交付対象事業（第 2 次審査の通過により認定）の審査結果（得点、コメント等）は公開されます。